

登社第273号
令和4年6月1日

社会福祉法人登別市社会福祉協議会
会長 山田 正幸 様

登別市長 小笠原 春一



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和4年6月1日から令和9年5月31日